

改正概要説明書

国名： サウジアラビア

法令名： 特許規則

改正情報： 2013 年 1 月 9 日施行

改正概要：

1. 植物新品種保護国際同盟 (UPOV) 加盟に伴う優先権主張に関する改正 (第 10 条 (4), 第 29 条)。
2. 出願の添付書類に関して、これまで庁からの要求があったときに提出されていた「先に行った出願又は他の庁により既に付与されている特許の写し」の提出が必須となった。(第 17 条)
3. 工業意匠証明書出願様式 401-A の記載に関して「工業意匠の番号」を見出しに記載すること (第 27 条), 優先権を主張する先の複数の出願に関する情報として、「国名, 出願日, 出願番号」に加えて「公開日」の提出が追加された (第 27 条 (3))。
4. 品種登録簿を維持する専門団体について、「局により公認された」専門団体と改正された (第 31 条)。
5. 保護要件 (クレーム) の取り消し又は追加の可能要件の修正 (第 32 条 (3))。「発明の単一性に変化をもたらさないこと」から「発明の完全性の概念に変化をもたらさないこと」への修正。
6. 「特許出願又は植物特許出願の公告手数料納付期間内に出願を取り下げた場合には公告されない」とする規定が追加された (第 35 条 (1))。
7. 植物特許出願の実体審査に関して、以前サウジアラビア外でなされたことのない出願について識別性, 均一性及び安定性についての審査を行うために用いられるツールについて、「植物新品種保護国際同盟ガイドライン」から「植物新品種保護国際同盟の登録簿」に変更された (第 37 条 (3) (a))。
8. 国の安全性に関する出願について、「国の安全に係る発明」を「武器又は軍用弾薬に関する発明」に変更した (第 49 条 (1), (2), (11), (12))

改正内容：

・ 第 10 条

「優先権主張に関する, パリ条約以外の他の国際条約によって発行された関連する決定は, サウジアラビアがその締約国である限り適用される」とする規定が追加された。

・第17条

出願の添付資料について、「同じ発明の他の庁による審査及び調査報告書と共に先に行った出願又は他の庁により既に付与されている特許の写しを局に提出しなければならない」と改正された。

・第27条

様式401に記載する工業意匠の番号を、「見出し」に記載すると改正された。また、優先権を主張する先の複数の出願に関する情報として「公開日」の提出が追加された(3)。

・第29条

優先権主張できる出願として、「植物新品種保護国際同盟の加盟国又は地域の庁における先の出願」が追加された。

・第31条

品種登録簿を維持する専門団体は、「局により公認された」団体と改正された。

・第32条

保護要件(クレーム)の取り消し又は追加の可能要件について、「発明の単一性に変化をもたらさないこと」から「発明の完全性の概念に変化をもたらさないこと」に修正された(3)。

・第35条

「公告手数料の納付期間内に出願を取り下げた場合、出願は公告されない」とする規定が追加された。

・第37条

以前王国外でなされたことのない出願について識別性、均一性及び安定性についての審査を行うために用いられるツールとして、「植物新品種保護国際同盟ガイドライン」から「植物新品種保護国際同盟の登録簿」に変更された((3)(a))。

・第49条

「国の安全に係る発明」を「武器又は軍用弾薬に関する発明」に変更した((1), (2), (11), (12))。